

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長 様

## 村上大祐市長陳述書における疑問点等

2019年1月30日

宮崎 誠一

「嬉野をよくする市民の会」代表  
宮崎 誠一

佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニユ  
一寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所  
代理人弁護士 東島 浩幸

佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328-2 杵藤法律事務所  
代理人弁護士 藤 藪 貴治  
電話 0954-68-0745  
FAX 0954-68-0876

村上大祐市長代理人の鬼橋正敏弁護士による村上氏の陳述書について、以下のような疑問点を挙げる。

### 2 セグウェイジャパン視察について

陳述書では「午後1時頃、市職員A氏と（同じく市職員の）市職員B氏ともにセグウェイ ジャパンを訪問しました。同社の社長や幹部の方々とセグウェイの観光利用について意見交換をし、実際に私たちも試乗体験をしました。」とあるが、東京ベ イコート倶楽部ロイヤルスイートの所有者である会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）氏、茶師アニメ発案者の会食参加者氏と一緒にいたことを一言も述べていない。

### 3 懇親会に誘われた経緯について

「午後4時頃に視察を終え、車での移動中、市職員A氏から『私たちはこれから、（嬉野市出身者である）アニメ発案会食参加者さんも参加する懇親会に向かいますが、市長も参加 しませんか。』との誘いを受けました。そこで、私が『どんな人たちの集まりですか。』と尋ねたところ、『ゲーム、プロレスラ

一、漫画家の氏名さんなど いろんな業界の方々に嬉野にも興味をもって頂いている面々が参加する予定です。』という答えでした。持ち寄りの懇親会ということで、市職員A氏は『東一』を持っていました。私は、漠然とですが、ホテル内の小さな宴会ができるような部屋やオープンスペースなどを借りて行く、立食形式の懇親会で、参加者の前で挨拶をし、ざくばらんな会話をするようなスタイルをイメージしていたので、漫画家氏名さんのような著名な方たちに嬉野市をPRする絶好の機会と思い、参加することにしました。市職員A氏にホテルの名称を聞くと、『東京ベイコート倶楽部』と告げられました。」

氏名氏は本業はアニメ制作会社社長であり、プロレスラーという紹介だったのか疑問がある【調査請求書資料3の3】。村上市長は10月4日に自身のFacebookに「画像については、市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものです」と投稿している。陳述書ではアニメに絡む人物や話題を一切排除している点が不自然だ。

まず、会費はどうなっているのかに関心が向かなかったのか。参加の是非について、吟味する姿勢が皆無であり、脇が甘いと言いたい。会場について、なぜ公務員倫理規程で許容されている「20人以上が出席する立食パーティでの飲食物の提供」に近い想定をしているのか、全く根拠が見えない。季下に冠を正さず、瓜田に履を納れずという鉄則を完全に置き忘れていく。

#### 4 持参したお茶について

「嬉野茶の袋6点をバッグから取り出し、会場に持参することにしました。私は、出張の際には、嬉野市のPRのためになればと、嬉野茶の袋を携行し、名刺代わりに渡すようにしています。(中略)ただ、長期出張や訪問先が多いときには、どうしても市で用意したお茶では足りなくなるので、市内のお茶屋さんから個人的に購入・取得したお茶を持って行くようにしています。今回、会食に持参し

た嬉野茶は、証言を頂いた3店舗で購入、取得したもので間違いありません。(中略)これらは、市の予算ではなく、個人的に購入・取得したものであるため、領収書は発行してもらっていません。(中略)持参した土産について1円たりとも公費を支出していないと断言できます。」

名刺代わりのお茶は交際費で購入したものだ。当然、それでよい。長期出張で足りなくなるのはお茶そのものであり、交際費で購入したお茶を余計に持参すればいいだけ。なぜ、そこで個人負担になるのか。意味不明である。1日4日付の弁明書を覆した陳述であり、証言以外の裏付けが全く示されていないため、信憑性がない。

## 5 東京ベイコート倶楽部到着後について

「午後6時頃、六本木のホテルを出発し、グーグルマップで交通手段を調べ、1人で地下鉄と電車を乗り継ぎ、会場の最寄り駅で降車しました。駅を出て、直ぐに市職員A氏に連絡をしましたが、電話がなかなか繋がらず、どうやって会場に入れればいいのか、途方に暮れましたが、ようやくメッセージで連絡がとれ、部屋番号と『会食相手方』さんから招待されました』ということをエントランスで告げるよう、教わりました。ここで初めて、会場がホテルの個室であることが分かりました。」

市職員Aと村上市長との力関係を示唆する意味で、興味深い内容だ。会員制のホテルであることは明確に示されており、市長が立ち入るべきか否か、当然の判断をすべき分岐点である。

## 6 いずれも初対面について

「午後7時頃、会場に到着すると、市職員A氏、市職員B氏の他、会食相手方氏、アニメ発案者氏、会食参加者氏が当初から参加していました。職員のほかはいずれもこの日が初対面でした。会場には、参加者が持参した、つまみ、日本酒、ワイン、シャンパン、酎ハイ、ビール、ペットボトルのお茶がありました。テーブルには、主催者が注文したと思われるオードブルが並べられていました。」

この記述だとロイヤルスイートの持ち主で招待者の会食相手方氏、アニメ発案者氏とも初対面ということになる。とすれば虚偽の説明である。セグウェイジャパン

で一緒に試乗をしているのだから。テーブルいっぱい酒やオードブルが並んでいるのを確認しながら、事業者と酒食をとともにすることが問題になり得ると思っても寄らなかったというのか。倫理観のかけらもない。

## 8 お茶の金額換算について

「私は、最初から参加している3名の他、後に参加した方のうち、3名にも嬉野茶を渡したので、渡した嬉野茶は全部で6点だと記憶しています。金額の合計は9320円となります。証拠は、弁明書(5)とともに既に提出しています。先に述べたとおり、個人的に購入したお茶は、他にもありますが、購入時期から考えると、市内の3店舗のお茶屋さんから購入、取得した6点で間違いありません。会場では、各自が食べ物を自分で取り皿に取り分け、参加者が持ち寄ったお酒を飲んでいました。私をはじめ、参加者は食べ物にはあまり手を

付けていなかった と思います。そして、会は午後 11 時には解散したので、ホテルを退去し、宿泊 先に戻りました。」

「記憶」と「間違いありません」は両立しない。取得が含まれているのに金額に換算しているのは厚顔無恥すぎる。会食写真を見ると食べ物は相当減っている。4時間も飲み食いすれば十分だろう。事実の証明がないのに突発的に断言するのが鬼橋正敏弁護士が作成した陳述書の特徴のようだ。

## 9 会食に対する認識について

「最後に、今回、私が会食に参加したのは、発信力のある著名な方々に嬉野のことを好きになってもらい、多くの人たちに嬉野のことをPRできればよいと純粋に思ったことと、参加者らの話を聞くことで私自身も知識と見聞を広め、将来 何らかの形で市政に反映できれば良いと思ったからです。また、嬉野に関心があるということだったので、嬉野のことについてお話ができればよいと思ったからです。参加代としては、持ち寄りの立食形式をイメージし、参加者のみなさんとざつくばらんな会話をする程度だと認識していましたので、個人的に購入した嬉野茶を持参すれば、問題は無いと考えておりました。なお、当時、私は、参加者の一部の人たちがアニメ制作を企画しており、嬉野市に予算をもたうような提案をする予定があるとは全く聞いていません。もし、このような認識があったのであれば、絶対に参加していません。」

弁明書には「参加者らとは、同日が初対面で、かつ、いずれも東京在住でその職業も区々であるため、嬉野市との関係性について認識できたわけでもない。」とあり、矛盾の極みである。仮に暴力団関係者などが含まれている会食だったら、どうするのか？ 初対面の相手との会食に警戒心がまるでない。立食ではない、会員制ホテルの最上級客室が会場であることを知ってなお、引き返さず、市職員 A、市職員 B が宿泊することを黙認している。その後、議員らの指摘を受けても市職員を処分するでもなく、自らの行為を反省するでもない。嬉野市役所のトップとして適切な行動をとっているとは到底思えない。

何らの物証を添えていないため、総じて信憑性に欠けた内容である。